

令和6年大崎上島町議会（第3回）定例会会議録（第3号）

1 令和6年9月18日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番 関田大祐	3番 渡辺年範
4番 浜田幸造	5番 尾尻康二
6番 進藤雅通	7番 水橋直行
8番 森ルイ	9番 上青木至
10番 信谷俊樹	

3 欠席した議員は次のとおりである。

2番 森若嚴

4 会議録署名議員は次のとおりである。

8番 森ルイ	9番 上青木至
--------	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長 宮地丈彦 書記 岡田愛子

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長 谷川正芳	副町長 小田博
教育長 佐々木智彦	総務課長 坂田誠
企画課長 竹下良二	税務課長 平道龍二
住民課長 亀井成美	会計課長 岡田貴美
福祉課長 川野義彦	保健衛生課長 川本亮之
地域経営課長 三村竜也	建設課長 藤原通伸
下水道課長 下川昇	教育課長 山本秀樹

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 認定第1号 令和5年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定について

第2 認定第2号 令和5年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

第3 認定第3号 令和5年度大崎上島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算  
認定について

第4 認定第4号 令和5年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計歳

## 入歳出決算認定について

- 第 5 認定第 5 号 令和 5 年度大崎上島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 5 年度大崎上島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 5 年度大崎上島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 5 年度大崎上島町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 9 号 令和 5 年度大崎上島町漁港管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 10 号 令和 5 年度大崎上島町交通事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 11 号 令和 5 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 発議第 3 号 懲罰特別委員会の設置について  
(3 号の追加 1)

- 第 1 会期の延長の件について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開議

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

暫時休憩をいたします。

午前 9 時 00 分 休憩

午前 10 時 03 分 再開

○議長（信谷俊樹君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

日程第 1 、認定第 1 号令和 5 年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、  
日程第 11 、認定第 11 号令和 5 年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定に

についてまでを一括上程とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議がないようなので、認定第1号から認定第11号まで一括上程させていただきます。

本件について、決算特別委員長の報告を求めます。

尾尻康二委員長、演台にお進みください。

尾尻委員長。

○決算特別委員長（尾尻康二君） それでは、報告いたします。

大崎上島町議会決算特別委員会は、令和5年度大崎上島町一般会計、特別会計及び財産状況について審議及び報告のまとめを行いましたので、報告いたします。

決算の審査については、副町長から決算の概要説明を、担当課長から主要施策の成果に関する説明を、会計課長から財産状況の説明を受けた後、質疑により審議を行いました。最後の項目で結論として取りまとめましたので、これを読み上げ報告といたします。

結論。

決算特別委員会で審議した結果、町の財政状況及び各課の予算執行状況はおおむね妥当と思われる。健全化判断比率、実質公債費比率、資金不足比率などの各種指標、基金の運用状況など、安定的な財政運用状況であると言える。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に移行となり、コロナ後の社会経済へと大きく転換を始めた1年であった。しかしながら、当町では過疎化、少子化が進行し、当該年度の出生数は15名となり、児童、幼児数の大幅な減少、さらには各事業所の求人不振等による事業や活動に対する担い手不足、地域行事の廃止、縮小等、人口減少による影響が各分野で深刻となっている。

人口減少に対する施策への早急な取組が必要であり、また物価高騰による諸経費の増加、人手不足による人件費も上昇しており、それに伴い公共事業の入札不調等も発生している。現在の事業を見直し、事業の結合、廃止も見据えた各分野での改革が急務であり、事業の再構築を行い、諸経費の削減により財源の確保を行うことも必要である。

自主財源も低調で、難しい行財政運営が続くが、過疎債、各種補助金等を活用し、産業振興、定住促進、災害防止等を図るため、効果のある事業を推進して地域経済の活性を図っていただきたい。

以上により、認定第1号令和5年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算から認定第11号

令和5年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定について、全員一致で認定すべきものと決定したので、大崎上島町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上でございます。

○議長（信谷俊樹君） 以上で委員長報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」]

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

それでは、日程第1、認定第1号令和5年度大崎上島町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第11、認定第11号令和5年度大崎上島町干拓地管理特別会計歳入歳出決算認定についてを一括採決いたします。

お諮りします。

認定第1号から認定第11号までを委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第11号までは委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、発議第3号懲罰特別委員会の設置について、9月17日付で提出されている疑義に対する懲罰の件を議題といたします。

提出者より説明を求めます。

渡辺議員。

○3番（渡辺年範君） 発議第3号、令和6年9月17日、懲罰特別委員会の設置について。

上記の議案を、別紙のとおり大崎上島町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

大崎上島町議会議長信谷俊樹様。提出者、渡辺年範。賛成者、上青木 ワタル。賛成者、閑田大祐。

理由を述べます。令和6年第3回定例会の一般質問における質問の中で、道路の維持管理業務の委託先である業者に対し、事実関係を確認せず、あたかも整備不備をしているかのような、誹謗中傷に該当するような言動がありました。このことは、懲罰の理由となり得る本会議での無礼な発言に該当するのではと思われます。

つきましては、本町議会としても、事実関係の調査を行うことにより、厳正なる対応に努めていく必要があると考えています。よって、懲罰委員会の設置を強く望みます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 渡辺議員、上青木議員さんの。

○3番（渡辺年範君） 至です。

○議長（信谷俊樹君） 名前を間違えましたので、訂正してください。

○3番（渡辺年範君） すみません、賛成者「上青木 至議員」です。

私、何か言いました。

○1番（閑田大祐君） ワタルって言った。

○議長（信谷俊樹君） ワタルって言いました。至じやなくてワタルと言いました。

○3番（渡辺年範君） この頃ようあるんです。すみません。

○議長（信谷俊樹君） これで説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」]

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより採決いたします。

議員に対する懲罰の件に対しては起立をもって決定いたしますので、賛成の方は起立をお願いいたします。

[起立全員]

○議長（信谷俊樹君） 起立全員と認めます。よって、可決されました。

本件は、委員会条例第7条第2項の規定によって6人の委員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本件は懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、渡辺年範議員、閑田大祐議員、上青木至議員、水橋直行議員、浜田幸造議員、尾尻康二議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、懲罰特別委員会はただいま指名した方を懲罰特別委員に選任することに決定されました。

なお、委員長に渡辺年範議員を、副委員長に上青木至議員を決定しております。

○議長（信谷俊樹君） お諮りします。

会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1号として直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期の延長の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、会期の延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は9月19日までと議決されていますが、議案の審議の都合によって9月30日までの12日間延長したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、会期は9月30日までの12日間延長することに決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」]

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会とし、次回は9月30日9時から開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。お疲れさんでした。

午前10時15分 延会